

まえがき

本シリーズは、先進各国が進める「防衛外交（Defense Diplomacy）」に関する研究成果である。

近年、各国の防衛当局は自らの有する人的資源や資機材等の軍事アセットを活用して、他国の軍事機構との関係を主体的に構築しようとしている。こうした取り組みは駐在武官や連絡要員による情報収集や関係構築にとどまらず、高官や部隊の交流、共同演習やセミナーの実施、防衛装備品の供与や訓練など多岐にわたる活動から構成され、相手国との距離を縮め自国の影響力やプレゼンスを高めることを目的とする。

これらの取り組みは、一般に「防衛外交」や「防衛関与（Defense Engagement）」と呼称され、平時における軍隊の役割として、国際的に有用性が高いものと評価されている。例えばイギリスでは「国際防衛関与戦略」として概念化され、対外影響力拡大の主要な政策手段として積極的に活用されている。フランスは危機予防を念頭に、軍の対外関与を通じて旧植民地の国々との関係維持を図っている。中国も「軍事外交（Military Diplomacy）」を標榜してインド太平洋やアフリカでのプレゼンスを高めつつある。

日本においても、冷戦終結後に細々と始まった防衛交流・防衛協力が、今では質量ともに飛躍的に増加している。2012年から他国軍に対する能力構築支援が展開されており、装備品の移転とあわせて防衛省・自衛隊の対外的な政策が注目される。一方で、日本での防衛外交についての政策議論はまだ揺籃期にあり、関連書籍や論文も多くない。このため、笹川平和財団「民間防衛外交研究」事業では、防衛外交の先進5カ国（イギリス・フランス・オーストラリア・アメリカ・中国）を対象に事例調査を実施することにした。読者諸氏が防衛外交について考える一助となれば幸いである。

笹川平和財団 安全保障事業グループ
主任研究員 西田一平太

民間防衛外交研究事業 国別事例調査報告書シリーズ一覧

- 1 イギリスの防衛外交・防衛関与——概念の変遷と「英軍ブランド」
鶴岡 路人 (2018年9月発行)
- 2 フランスの防衛・安全保障協力——世界大の軍事ネットワークを土台とした危機管理
合六 強 (2018年9月発行)
- 3 オーストラリアの地域防衛関与——南太平洋と東南アジアにおける「足跡」
佐竹 知彦 (2018年9月発行)
- 4 米国の防衛外交 (仮題)
渡部 恒雄 (2019年1月発行予定)
- 5 中国の軍事外交 (仮題)
山口 信治 (2019年1月発行予定)

[事業概要]

本事業は、先進各国の防衛外交の事例を調査するとともに概念整理をし、日本の防衛外交への政策的な示唆を導出することを目的とした研究事業である。通常、防衛外交は政府による活動を指すが、笹川平和財団では日本とベトナムとの佐官級人的交流事業を行うなど、民間の立場をいかして日本の防衛外交を補完する役割を果たしている。こうしたことも踏まえ、プロジェクト名に民間の文字を冠している。

イギリスの防衛外交・防衛関与

——概念の変遷と「英軍ブランド」

鶴岡 路人

はじめに

「防衛外交 (defence diplomacy)」という言葉が政府レベルで最初に前面に打ち出し、実践に努めてきたのはイギリス (英国) である。労働党ブレア (Tony Blair) 政権下の1998年に発表された「戦略防衛レビュー (Strategic Defence Review: SDR)」は、防衛外交を英国軍の任務 (Mission) の一つに位置付けた。しかし、その後の英国は、2001年からのアフガニスタンでの作戦に加え、2003年からはイラクでの作戦が加わり、まさに作戦遂行のために疲弊する時期を迎えてしまう。それら作戦に割かざるをえない比率が高まった結果、防衛外交を含むその他の活動の比重は低下せざるをえなくなった。

そうした中、2000年代後半から2010年代前半にかけて、イラクやアフガニスタンでの作戦がおおむね終結を迎え、それまで現地に派遣されていた部隊の多くが本国に帰還することになった。そこで再び重視されるようになったのが防衛外交的側面、すなわち軍事作戦遂行以外の軍隊の役割である。2013年2月に英国国防省と外務省は共同で、「国際防衛関与戦略 (International Defence Engagement Strategy: IDES)」を発表し、この分野に力を入れていくことを表明した。

そこで本稿では、SDRにおける防衛外交から、IDESにおける防衛関与への変遷を軸に、防衛外交・関与が英国の国家戦略、外交・安全保障政策においてどのように位置付けられてきたのか、何が目指されてきたのかを分析する。

主な議論を先取りすれば、英国の防衛外交・関与において特徴的なのは、それが英国の影響力を拡大するための国家のツールであり、そのための軍のアセットの活用だという姿勢が一貫して強く打ち出されている点である。だからこそ、

IDESも国防省と外務省の共同の文書になっており、それは、「国家安全保障戦略 (National Security Strategy: NSS)」と「戦略防衛安全保障レビュー (Strategic Defence and Security Review: SDSR)」の下にあるとの位置付けが明確にされている。そして、防衛外交・関与の背景には、英国のさまざまな外交ツールの中で、軍が国際的競争力を有する存在だと認識されているとの事情がある。国外においても「英軍ブランド」が確立しているといつてよく、それを強みとして活用するという構図である。さらに指摘すべきは、世界に広がる旧植民地諸国のネットワークであり、それら諸国は英国の防衛外交・関与の対象であると同時に、それを支える大きな土台になっている。

以下、第1節では、英国にとっての防衛外交・関与の定義や位置付けを、各種の英政府戦略文書を通じて明らかにする。第2節では、さらにその歴史的経緯や背景を検討する。その上で第3節では、主にアジア地域における活動に注目して、英国の防衛外交・関与の実践をみてみたい。第4節では、それまでの議論を受け、英国の事例が日本にいかなる示唆を有するかを検討する。

なお、本稿では、実際に各地で英国が行う防衛外交・関与分野の具体的活動より、英政府文書を通じた防衛外交・関与の概念分析に力点が置かれる。これは、英国の事例が、実際の活動内容よりも、そうした活動を政府全体および国防当局の政策の中でいかに位置付けるかに関して、日本により多くの示唆を有しているとみられるからである。さらに上述のとおり、英国の防衛外交・関与の主たる対象であるとともにそれを支えるのは、英連邦を中心とする旧植民地諸国のネットワークであり、日本とは前提が異なる部分が少なくない。そこで、実際の活動事例については、日本、およびアジアに関する部分を中心に取り上げ、日本との連携の可能性を探ることにしたい。

1 英国にとっての防衛外交・関与——概念と政策上の位置付けの変遷

(1) 1998年SDRにおける「防衛外交」

1998年7月のSDRで防衛外交が英国軍の「任務」の一つとして挙げられたことが、英国における防衛外交の公式な出発点になった。SDRが列挙した任務は、平

時の安全保障、海外領土の安全保障、防衛外交、英国の幅広い国益への支援、平和支援・人道作戦、北大西洋条約機構（NATO）域外の地域紛争（への対応）、NATO域内の地域紛争（への対応）、NATOに対する戦略的攻撃（への対応）の8つだった¹。防衛外交が新たに加わった背景としてSDRは、「われわれの安全保障にとって、特に欧州において信頼を構築・維持し、紛争を予防することの重要性を反映²」したものだとして説明している。

その上で、防衛外交の具体的活動分野として、(1) 軍備管理その他関連活動——軍備管理関連条約の履行・査察などの能力向上、(2) 東欧でのアウトリーチ・プログラム——訓練の提供のほか、軍におけるアカウントビリティの重要性に関する教育など、(3) 海外への広範な教育・訓練支援——英国内の軍の教育機関への留学の機会やそのための奨学金の提供、さらには要員を派遣しての教育、の3つを挙げている³。

SDR本文ではこれ以上に詳細な記述はないが、SDRには分野ごとに「補足論文（supporting essay）」が添付されており、防衛外交に関する論文の冒頭では、「防衛外交は新しい発想ではない。英国軍は平時の外交への支援において誇るべき伝統がある。艦艇の訪問、他国軍との交流、他国軍への訓練などは、長く確立している軍隊の通常任務である⁴」と指摘されている。そして、防衛外交とは「国防省が実施するさまざまな活動に対して兵力を提供することで、敵対関係を和らげ、信頼を構築・維持し、民主的アカウントビリティを有する軍隊の育成を支援することを通じ、紛争予防と解決に重要な貢献を行うこと⁵」だと定義した。具体的措置については「欧州に橋を架ける」とし、NATOにおける各種試みを補強するものとして（当時NATO加盟が目前に迫っていた）チェコ、ハンガリー、ポーランドのNATO加盟準備支援が言及され、中東欧諸国の軍隊改革における民主的統制の確立や、協力強化のために必要となる英語教育の支援などが盛り込まれた。

これらを通じて浮かび上がる当時の英国による防衛外交の特徴として、以下の3点が指摘できる。第1に、冷戦終結により旧東側陣営の中東欧諸国が民主化を進めNATOに接近する中で、それら諸国をいかに支援するかがやはり主眼だったことである。具体的には、NATOに加盟する諸国は軍の民主的統制を確立することが必須だったし、旧ユーゴスラビア諸国での相次ぐ紛争を受けて危機管理（平和維持）活動の需要がすでに高まっている中で、新たなNATO加盟国やパートナー諸

国がそうした活動に参加し、負担を共有してもらうことへの期待もあった⁶。ロシアを含む旧東側諸国との関係構築が政治・外交的にも求められたが、それらは冷戦終結までは軍事的に対峙してきた諸国であり、まずはやはり軍の改革への支援が焦点になるのだった。しかし、そうした支援は、東西対立における抑止や地域紛争への介入ともまったく異なる性質の任務だった。そこで、中東欧諸国を念頭に、新たな柱の構築が必要になったのだろう。

第2に、軍備管理・軍縮が防衛外交の主要要素として含まれているのも、この時代の発想の特徴である。冷戦終結と相前後して、東西間では、SDRで言及のある上空からの相互偵察に関する「オープン・スカイ条約」のほか、欧州通常兵器（CFE）条約など、軍備管理・軍縮の枠組みが増加しつつあった。それを条文に則って履行、検証するためには、一定の専門的知見と技術が必要であり、そのため能力構築支援が求められるとの事情が存在していた。

第3に、そうした新たな需要を盛り込みながら、上述のとおり、防衛外交自体は「新しい発想ではない」というのである。つまり、防衛外交として具体的に実施される措置は、基本的にこれまで行ってきたことだが、それらに「防衛外交」という新たな名称を付与して、全体を改めて整理するとともに発展させるという趣旨だったのであろう。実際、「海軍外交（naval diplomacy）」のような言葉は以前から存在しており、海外への艦艇の派遣、外国の港への寄港、親善訓練の実施などがそれにあたる⁷。

（2）2010年SDSR後の過渡期としての「防衛関与」

2010年5月に保守党・自由民主党の連立政権として誕生したキャメロン（David Cameron）政権は、同年10月にNSSとSDSRを発表し、外交・安全保障政策の基本方針を示した⁸。全体としては、労働党政権下で始められたイラクとアフガニスタンでの作戦が長引いたことで英国軍全体が疲弊しており、それを立て直すことが急務であるとの認識を示しつつ、リーマン・ショックに端を発する経済危機、緊縮財政下、すなわち国防予算削減の時代における国防をテーマとする、内向きかつ縮小思考の戦略となった⁹。2010年SDSRは安全保障・防衛よりも経済が主題であり、防衛を予算の観点で賄い可能なものにすることが目的だったとの指摘もある¹⁰。

そうした中で、1998年SDRの直接の後継文書であるSDSRからは防衛外交という言葉が消え、代わりに「防衛関与（defence engagement）」が登場するが、特に焦点が当てられているわけでもなく、文書中に数カ所、散発的に使われているのみである¹¹。そして、同文書の用語集において防衛関与は、「パートナー諸国との訓練や演習など、軍隊が有する海外に関する知見の活用¹²」と定義されている。極めて技術的な定義であり、政策的意義を考える上ではあまり役に立たない。イラクとアフガニスタンに代表される危機管理、安定化任務の負担が極めて大きく、軍隊全体が疲弊している状況では、それ以外の任務を正面から意義付け、強化するような機運はなかったのだろう¹³。

それからしばらく後の2013年2月に発表されたのが、「国際防衛関与戦略（International Defence Engagement Strategy: IDES）」である。これは、外務省と国防省の共同の文書という位置付けになっている。そこでは国際防衛関与（IDE）が、より政策的な観点から「国防アセットや戦闘任務に至らない各種活動を活用し、影響力を獲得すること¹⁴」と定義された。その基礎となる認識として同戦略は、「英国は唯一無二の防衛・安全保障アセットを有しており、それらは直接・間接にわれわれの安全保障と繁栄にすでに不可欠な貢献を行なっている。英国の（国際的）影響力への国防による貢献は、2010年SDSRが定義する7つの軍事的役割（Military Tasks）の一つである¹⁵」と述べている。

確かに2010年SDSRは、軍事的役割として、英国と海外領土の防衛、戦略的インテリジェンスの提供、核抑止の提供、危機の際の事態対処関連機関への支援、力の戦略的投影と遠征介入作戦を通じた利益の擁護、英国の影響力への国防による貢献の提供、安定化のための安全保障の提供の7つを列挙している¹⁶。ただし、IDESが防衛関与の根拠とした「英国の影響力への国防による貢献の提供」は、内容的には、1998年SDRにおいて防衛外交とは別に示されていた「英国の幅広い国益への支援」の後継であろう。実際、2010年SDSRの本文では、上述のように、防衛関与への体系的な言及はないことから、2013年IDESにおける2010年SDSRへの言及は、後付け的な側面があるといえそうである。IDESが冒頭で引用しているのも、2010年SDSRと同時に発表されたNSSの前文にある「われわれは、英国の全体としての力が個々の部分よりも大きくなるようにするために、国力のすべての手段を集め、活用しなければならない¹⁷」とした全般的な部分である。

ただし、根拠の説明には無理があったとしても、国として使用可能な手段が限られる中で、国防アセットを効率的に活用し、国家全体としての安全保障、繁栄、影響力に役立てること自体は極めて合理的な発想である。そして、この考え方が今日の国際防衛関与の基本になっている。緊縮財政時代においては、「軍隊からより多くの有用性を絞り出さなければならない」のである¹⁸。IDESも、「防衛関与は統合的アプローチの不可欠な一部である。われわれの国防分野の能力やアセットは、英国全体の利益を最大化するためにより戦略的に使うことができる¹⁹」と述べている。

IDESが列举する国際防衛関与の4つの主要活動分野は、(1) 安全保障、非戦闘作戦 (security and “non-combat” operations)、(2) 防衛外交 (defence diplomacy)、(3) 防衛・安全保障輸出 (defence and security exports)、(4) 地域の安定、紛争予防、紛争後の再建・安定化 (regional stability, conflict prevention, post-conflict reconstruction and stabilisation) である。1998年SDRで打ち出された防衛外交が、国際防衛関与の中のサブカテゴリーとして位置付けられている。これは、防衛関与が防衛外交よりも広い概念であることを示している。また、いわゆる武器輸出を含む、防衛・安全保障輸出も柱の一つになっている。これは、当時のキャメロン政権のいわゆる「繁栄アジェンダ (prosperity agenda)」に沿ったものである。2010年SDSRや2013年IDESは、軍が疲弊し緊縮財政が続く状況下での過渡的な文書だったといえる。

(3) 2015年NSS-SDSR以降の新たな「防衛関与」

経済が持ち直し、緊縮財政一辺倒の時代がどうにか終わりつつあった2015年10月に発表されたのが、新たな「国家安全保障戦略・戦略防衛安全保障レビュー (National Security Strategy and Strategic Defence and Security Review: NSS-SDSR)」である。これもキャメロン政権下の文書だが、2015年5月の下院議員選挙で保守党が単独過半数を獲得したことから、保守党単独政権になっていた。2010年はNSSとSDSRが別個の文書として発表されたが、今回は、合体された格好になった (以下、2015年NSS-SDSRとして引用)²⁰。

そこでの防衛関与を考える際に前提となるのが、防衛政策と計画を「意図的に国際的なものにする (international by design)」との標語である。その一つの基

盤は同盟国やその他諸国との協力の強化であり、実際に協力する前から、計画の段階でそれを促進する態勢を構築するとの考え方を意味している。加えて、NSS-SDSRの掲げる、国民を守り、繁栄を促進し、グローバルな影響力を行使するとの目標に資するものとして防衛関与が意義付けられ、以下のような指摘がなされている。

防衛関与を通じて、われわれの軍隊は、英国にとって重要な地域に関する理解を構築し、影響力を拡大することに貢献する。例えば、海軍艦艇による外国への寄港は、われわれのソフトパワー投射の重要な手段である。それは、不安定、テロリズム・過激主義、深刻な組織犯罪といった主たる挑戦や海洋安全保障への脅威に対処するための政府全体としての努力に貢献するものである。防衛関与は同時に、危機へのより迅速な対応を可能にし、防衛輸出を通じてわれわれの繁栄をも促進する²¹。

英国の影響力拡大の一環としての防衛関与という位置付けに加え、ソフトパワーの投射や危機対応能力の向上などが強調され、さらに防衛装備品の輸出を通じた経済利益への貢献が強調されている点が特徴的である。実践的かつ即物的な説明だといえる。そして、おそらく、だからこそ防衛関与は、2015年NSS-SDSRによって初めて「予算措置がなされた国防省の中核任務（a funded, core MOD task）²²」に位置付けられたのである。

このような議論がなされる背景として指摘すべきは、イラクやアフガニスタンにおける作戦コミットメントの縮小である。第1に、長期に及んだ遠隔地での戦闘任務を含む安定化作戦の遂行により英国軍が全体として疲弊した状況を受け、戦闘任務以外の軍の役割をポジティブに提示する必要があった。NSS-SDSRの1年近く前に公表された「英国国防ドクトリン（UK Defence Doctrine: UKDD）」は、「作戦遂行から防衛関与、非常事態対応へのシフト（shift from campaigning to Defence engagement and contingency）²³」という方向性を示していた。第2に、長引いた作戦への関与を踏まえ、介入を要する紛争に発展する前に紛争を予防することの重要性が従来以上に強く認識されるようになっていた。上述UKDDは、「早期の防衛関与は長引く不安定の可能性や軍事介入の必要性を減少させられるか

もしれない²⁴」と述べている。つまり、防衛関与は軍隊にとっての余技ではなく、コストもリスクも高い戦闘任務の負担を低減させるという、重要な役割を有する真剣な任務なのである。国防サイドの視点として注目すべき論理であろう。

こうした土台に立つ防衛関与の目的として、2017年2月に発表された「2017年版国際防衛関与戦略（2017年IDES）」が列挙するのは、先方への理解の増進（develop understanding）、紛争の予防（prevent conflict）、能力構築（capability and capacity building）、繁栄の促進（promote prosperity）、アクセスと影響力（access and influence）の5つである²⁵。それらを、防衛外交（defence diplomacy）、繁栄への防衛による支援（defence support to UK prosperity）、能力構築（building capability）、能力活用（enabling capability）の4つの分野の活動に分けて実施することになった。2013年IDESと大きく変わっているわけではないが、これまでの実践に合わせて整理し直されたのだろう。

第1の防衛外交の中身に特に変更はなく、高官の訪問や幕僚協議、国防武官のネットワークなどが主たる柱だが、2015年SDSRで提案された、湾岸（ドバイ）、アジア太平洋（シンガポール）、西アフリカ（ナイジェリア）に設置された英国防参謀事務所（British Defence Staff: BDS）が、防衛関与の各種案件の調整機能を開始したことが強調されている。第2の英国の繁栄への貢献には、いわゆる武器輸出のほか、新技術の開発や共同研究・開発などが含まれる。現地にどのような経済的機会が存在するかを探すのも防衛関与の役割だとされている²⁶。相手国との関係強化や相互運用性向上と、武器輸出は完全に一体化された営みなのである。第3の能力構築には、英国に要員を受け入れて教育や訓練を行うものと、英国から現地に出向いて教育・訓練を行うものの両方が含まれる。後者に関しては、短期訓練チーム（Short Term Training Teams: STTTs）がニーズに応じて頻繁に派遣される態勢になっている。第4の能力の活用には、国連やその他の文脈における平和維持活動（PKO）への参加を支援することや、災害救援・人道支援なども含まれる。

2 防衛外交・関与の歴史的基礎

英国における防衛外交の歴史的経緯を考える上でやはり出発点になるのは、そ

うした活動はすでに長年行われてきているという事実である。だからこそ、防衛外交を初めて前面に打ち出した1998年SDRでも、それは「新しい発想ではない」というのである。世界に植民地や自治領などを擁していた帝国にとって、海軍力は外交そのものだった²⁷。そして、この伝統への誇りこそ、英国の防衛外交の基礎だといってよい。さらに重要なことに、プラスの意味での「英軍ブランド」が世界で確立しているとの認識が存在している。UKDDには、以下のような一節がある。

ソフトパワー行使における英国の成功は、英国が能力ある真に包含的な国であり、その行動は常に法に則っているとの理解を長期間にわたって維持してきたことに由来する。これにより信頼が構築されるとともに、危機に対処することが容易になる。適切に実施され調整された防衛関与は、ソフトパワー戦略にとって極めて費用対効果の高い貢献になる。[英国の] 国防 [組織] は、高い評判、プロフェッショナリズム、インテグリティ（誠実さ）というさまざまな無形のリソースを有しており、われわれはそうしたものの価値を守るとともに最大化すべきである²⁸。

軍の伝統と国際的評価に対する強い自信が示されている。防衛外交に力を入れる英国の基礎はここに存在するのである。また、国防ドクトリンにおいてソフトパワーという言葉が繰り返し登場することも、他国にはなかなかみられない点である。

類似の内容は、2013年版IDESにもみられる。例えば、以下のような記述である。

国防アセットや活動を効果的に活用することによって影響力を達成する能力に関して英国は多くの優位性を有している。NATOや欧州連合（EU）を含む同盟や協定のネットワーク、コモンウェルス（英連邦）などを通じた歴史的なつながりは、国際的な関係を築く上での土台を成している。われわれの軍隊のプロフェッショナリズムへの評価は、ユニークな英国国防ブランド（UK defence brand）に貢献している。われわれは、国防インテリジェンス、国防武官ネットワーク、特殊部隊、能力構築・国際防衛訓練などの隙間領域で国家としての

比較優位を有する。われわれのさらに拡大する外交ネットワークと政治的知見により、世界中にアクセスすることが可能になっている²⁹。

ここまで手放しで自賛すべきかは評価が分かれるかもしれないものの、実際、英軍ブランドが国際的に高い評価を得ていることは否定しえない。例えば日本でも、「ロイヤル・ネイビー」という言葉は独特な響きを持つし、海上自衛隊もいまだに英海軍のルーツを強調する場面が少なくない。また、英国軍の各種学校に、世界各国軍からエリートが集まる光景も、世界中に植民地を擁する帝国だった時代とほとんど変わっていない。それどころか、むしろ当時よりもさらにグローバルな広がりを持っているとさえいえるのかもしれない。

そうした評価を支えるもう一つの重要な側面は、英国内における軍への高い評価と信頼である。近代以降、主要な戦争で負けていないこともあり、英国社会において「軍」と「栄光」は、自然に結びついている。だからこそもいまでも王族も軍務に就くし、公式な場面に軍服で登場することも少なくない。エリザベス女王（Queen Elizabeth II）は軍施設を頻繁に訪問し、その孫であるヘンリー王子（サセックス公爵：Prince Henry, Duke of Sussex）は10年にわたり軍務に就き、アフガニスタンにも派遣された経験を有する。その結果、「軍ブランド」と「ロイヤル・ブランド」が相乗効果を引き起こすことになる。英海軍の最新鋭空母の名前は「クイーン・エリザベス」である。

もちろん、UKDDが指摘するように、そうした評価や伝統を維持することが重要であり、その責任は極めて重いといえる。ただし、英国の防衛外交を理解する際には、やはりこの歴史的アセットは欠かせないのである。

3 防衛外交の事例と課題

(1) 防衛外交の事例——アジア地域を中心として

英国の各種戦略文書や政策文書が示すように、防衛外交・関与の実際の活動分野は多岐にわたる。例えばUKDDのリストには、条約・同盟、高官の訪問、国防武官ネットワーク、能力構築、文民の国防アドバイザー、出向アドバイザー、海外との交換・リエゾン幹部、海外訓練アドバイザー、治安部門改革（SSR）、国際

防衛訓練、通常兵器による抑止・安心供与、海外での共同演習、艦艇・部隊・航空機の訪問、武器輸出・防衛産業協力が挙げられている³⁰。

まずは日本との関係である。英国は2015年NSS-SDSRで日本を「アジアで最も緊密な安全保障パートナー³¹」と位置付けており、日本への防衛関与も近年急速に拡大している。上に挙げた中では、高官の訪問や国防武官の配置はもちろんのこと、艦艇の訪問に加え、2016年10～11月には英空軍の戦闘機を日本に派遣しての、航空自衛隊との戦闘機共同訓練「ガーディアン・ノース」が行われた。日本にとって日本国内で米国以外の外国と実施する初めての共同訓練となった。これには英国から、ユーロファイター「タイフーン」4機が参加したほか、ボイジャー空中給油輸送機、要員や物資の輸送などでC-17輸送機が派遣され、英国からの参加人員は総勢約200名にのぼった³²。

また、2017年12月にロンドン（グリニッジ）で開かれた日英外務防衛閣僚協議（2プラス2）では、2018年に英海軍のフリゲート艦「サザランド（HMS Sutherland）」と「アーガイル（HMS Argyll）」が日本に派遣されることが発表され、2018年4月末にはサザランドと海上自衛隊の護衛艦や潜水艦が参加し、海上自衛隊と英海軍との間の初となる共同訓練が実施された³³。なお、今回日本を訪れた英艦艇は、北朝鮮による国連制裁違反の海上での船舶間の物資の積み替えによる密輸、いわゆる瀬取りの監視にも従事し、これには英海軍の揚陸艦「アルビオン（HMS Albion）」も参加した。共同訓練に加えて、こうした実任務を行ったことの意味は大きい³⁴。また、上述2プラス2では約45名の英陸軍部隊が日本に派遣され、陸上自衛隊と演習を実施することも発表された³⁵。米国以外の外国陸軍が日本で演習を行うことは史上初めてである。

英国が近年、日本を含めたアジア太平洋地域への関与を拡大している背景の一つには、EUからの離脱（Brexit）が決まり、EUを越えた諸国との協力関係の構築がより必要になったとの事情がある。その意味でEU離脱は、以下でみるように懸念材料であるが、同時に、日英協力を資する部分のあることも否定しがたい³⁶。少なくとも、英国にとっての戦略的パートナーとしての日本の価値は高まっており、共同訓練・演習などにも英国の側がこれまでにない積極姿勢を示す結果になっている。上述のような共同訓練に加え、日英間では物品役務相互提供協定（ACSA）が2017年8月に発効し³⁷、さらに、共同作戦や演習などの実施手続きを円

滑化するための枠組みの検討でも合意されている³⁸。

ただし、英国によるアジア太平洋回帰、ないしスエズ以東への関与の復活は、EU離脱の決定以前に始まっている点も見落としとしてはならない。経済においてアジアの興隆が続き、政治・安全保障面での影響も次第に無視できなくなった結果として、好むと好まざるとにかかわらず、アジアへの安全保障上の関与を深めなければならないとの認識が英国でも高まったのである³⁹。それを後押ししたのは、南シナ海での中国による人工島建設や軍事化の動きであり、航行の自由を確保するための同地域への関与の重要性が認識されるようになった。加えて、2017年を通じた北朝鮮情勢の緊迫化も、欧州での懸念を高める結果になった。保有する隻数の制約に加え、欧州正面におけるロシアの行動への対応の必要性から、アジア地域への艦艇の展開を含めた関与の行方は不透明であるものの、アジアへのコミットメントが、政治レベルを含めて繰り返し強調されるようになったのは大きな変化だといえる⁴⁰。

艦艇の派遣を含む共同訓練・演習や作戦に関する限り、英国にとって日本との協力は新しいものだが、アジア太平洋地域においてより確立された枠組みとしては、「五カ国防衛枠組み（Five Power Defence Arrangements: FPDA）」がある。これは、豪州、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、英国が参加する枠組みであり、加盟国間では定期的な合同演習が行われている。いずれも英国を旧宗主国とする諸国であり、シンガポールには、英海軍にとってスエズ以東撤退後の最大拠点である補給基地がある。FPDAの実質的役割は長年低下していたが、アジア太平洋の安全保障情勢が変化し、英国における関心が再び高まる中で、その価値が見直されている⁴¹。シンガポールでのプレゼンスとFPDAが、英国のアジア太平洋への軍事的関与の柱になるのであろう⁴²。

英国のジョーンズ（Philip Jones）第一海軍卿（海軍参謀長）は、2017年9月の講演で、フランスが南太平洋に艦艇を含めた恒常的なプレゼンスを有していることを引き合いに、英海軍がシンガポールに艦艇を配備する権利を依然として有していると指摘した上で、フリゲート艦を東南アジアに配備する可能性は十分にあると述べている⁴³。この実現可能性の度合いは定かではないが、注目すべき発言である⁴⁴。

これらはいずれも、いわば古典的な防衛外交・関与のツールだが、新たな課題

に関しても英国が比較優位を有している分野がある。その筆頭はサイバー安全保障であろう。これは国防当局に限られる問題ではないが、国防面においてもサイバーの重要性が増しており、各国が対応を迫られている。日英の防衛協力においてもサイバー分野での協力への期待が高い。「サイバー外交」や「サイバー防衛外交」とも呼ばれる新たな領域である⁴⁵。

加えて、戦略的コミュニケーション (strategic communication: StratCom) も注目度が高まっている。これは、いわゆる偽ニュース (フェイク・ニュース) やディスインフォメーション (偽情報の意図的な流布)、プロパガンダといった、「ハイブリッド戦争 (hybrid warfare)」の一形態への対応を指しており、国防分野での対応の必要性が上昇している⁴⁶。英国政府は国防省を含めて、いち早く取り組みを始めており、サイバー安全保障とあわせて、対応の遅れている諸国に対する能力構築支援は、拡大の余地が大きい。

これらとも関連し、特に2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会を控えた日本は、2012年ロンドン大会の経験を有する英国との「オリンピック・セキュリティ」分野での協力を進めている⁴⁷。この中心はサイバー防衛やテロ対策であり、これらは警察当局による部分が多いものの、国防当局・軍隊の役割も無視できないため、防衛外交・関与の側面を有している。軍 (自衛隊) と警察の関係については、日英間で大きな差異が存在することが否定できないが、ロンドン・オリンピック警備における英国軍の役割は、日本にとっても関心事である。このように、艦艇の派遣や部隊間の共同演習といった古典的なものに加え、新たな分野に拡大しつつあるのも、防衛外交・関与の今日の特徴だといえる。

(2) 英国の防衛外交の課題

防衛外交・関与に関する政策効果の評価は、英国政府自身が各種文書で認めるように、困難な作業である⁴⁸。それら分野の活動の成果は数値化することが難しいことに加え、長期的な取り組みによって初めて効果が生じるものも少なくないからである。

その上で、今後に向けて英国が直面する課題をあえて挙げるとすれば、何よりもまずはアセットとリソースの不足であろう。防衛関与のおそらく最も目に見える形は、海軍艦艇の海外への派遣や、他国艦艇との共同訓練・演習である。しか

し、英海軍が保有する例えばフリゲート艦の数は、1991年の35隻から2016年の13隻へ、駆逐艦は同期間で13隻から6隻へと大幅に減少した⁴⁹。さらに、海軍の兵員数が低下していることで、このままではたとえ艦艇があっても乗員が不足する状況が目前だとも指摘されている⁵⁰。まずはこのアセットとリソースの問題を解決しない限り、防衛関与の拡大は画餅に終わりがねない。

それに関連するのが、英国のEUからの離脱の影響である。2017年IDESの序文には、ファロン（Michael Fallon）国防相とジョンソン（Boris Johnson）外相による「英国がEUを離脱すると決めてからわれわれの国際的な立場は強化された⁵¹」との言葉が踊るが、前節で引用したように、2013年IDESでは、NATOと並んでEUが英国の国際的ネットワークの土台だと言及していた点を踏まえても、無理のある主張であろう。実際、EUを離脱した後の英国の国際的影響力の低下には、英国内のみならず、日本や米国といったEU域外国からも懸念の声が挙がっている。EU加盟国としての英国、すなわちEUの政策決定に内部から影響を及ぼすことのできる国という、域外国からみたとときの価値が失われるのである。加えて、EU離脱と離脱後の関係構築のための交渉にリソースが割かれるほか、離脱に伴う経済的損失から、対外的なコミットメントが低下せざるをえない事態も懸念される。メイ（Theresa May）首相は、「グローバル・ブリテン（Global Britain）」を掲げ、EUの足枷がなくなった英国が世界に羽ばたくイメージを強調している⁵²。しかし、その行方を楽観視することは難しい。

4 日本への示唆

(1) なぜ英国を参照するのか

これまでみてきたような英国の防衛外交、国際防衛関与は、どのような側面、観点で日本にとっての参考になるのか、あるいはならないのか。最後にこれらを検討することにしたい。

まずは参考になる部分である。第1に、前提となるのは日本と英国は国防予算（防衛予算）がほぼ同水準であり、防衛外交に限らず、比較対象として適している点である⁵³。あらゆる分野で日米比較がなされるが、軍事面に関する限り、規模も活動内容も相違が大きすぎるために、日米間では有効な比較にならないことが

多い。それに対して英国（および、フランスやドイツといった欧州主要国）の軍隊は日本と規模が近いこと、能力やリソースに照らして「何ができる（べき）か」の感覚が米国より近い関係にある。

第2に、日米同盟を重視する日本にとって、英国が、長年米国にとって最も緊密な同盟国であった事実も、日本の眼を英国に向けさせる要因になっている。防衛外交を含むさまざまな活動において、米国との協同や分担を考える観点で、英国のやり方が参考になるだろう。

第3に、より具体的には能力構築支援における取り組みである。日本の今後の防衛外交を考えた場合に、能力構築支援は優先分野の一つであり、実際、2012年度以降、取り組みが強化されているものの、日本がまだ新規参加者であることには変わりはない。英国の場合は、1990年代の旧東側諸国への支援、さらに歴史上は、旧植民地や自治領など、帝国内での能力構築、訓練を提供してきた経験が長く、知見の蓄積がある。アジア地域に加え、アフリカなど、日本が関与を強化している地域において、能力構築面での英国との協力は一つの有力なオプションである⁵⁴。

第4に、防衛外交・関与の戦略や政策文書上の位置付けである。いかに意味のある重要な活動だったとしても、戦略や政策文書上に根拠がなければ、組織としてはそれにリソースを割くわけにはいかない。英国の場合、防衛関与がさまざまなレベルで体系的に位置付けられている点が特徴的であり、日本において防衛外交を体系化する観点では参照事例になる。

他方で、英国と日本との環境や条件の違いが極めて大きいことにも気付かされる。第2節で強調したように、英国が防衛外交・関与を語る際には、国内における軍の誇り高い伝統と同時に、旧植民地のネットワークが当然の前提として存在している。そのために、今日においても「英軍ブランド」がプラスの響きを有しているのである。国内においては反軍的伝統が存在するとともに、中国や朝鮮半島を中心に「歴史問題」が頻繁に政治問題化する日本の状況とは、あまりに大きく異なる初期条件だといえる。この点は踏まえておく必要がある。

(2) 日本にとっての課題——英国との比較

その上で、英国の経験や実践に照らして、日本としても検討しなければならない

いのは、第1に武器輸出の位置付けである。英国の場合、本稿で引用した各種文書にも明言されているように、武器（防衛装備品）輸出は、防衛外交・関与の柱の一つである。それは、(1) 経済的利益をもたらすという意味で英国への貢献であると同時に、(2) 英国と同じ装備品を使うこと自体、および使用のための訓練や装備の保守・修理などで継続的な関係を構築できることから、軍隊の間の関係、さらには二国間関係全般の強化につながるという2つの側面でプラスに捉えられている。もっとも、防衛関与のための武器輸出なのか、逆に、武器輸出のための防衛関与なのか不明確になるような事例も少なくない。それを批判することは容易だが、そのような現実が存在することは認識しておく必要がある。

他方、日本では、「武器輸出三原則」という事実上の武器輸出禁止の措置により、武器輸出は長年タブーとされてきた。安倍晋三政権下の2014年4月に「防衛装備移転三原則」が新たに制定され、国際共同開発や輸出が（例外としてではなく原則として）認められることになったものの、「装備協力」や「海外移転」という用語の下で、いわゆる武器輸出がどの程度のウェイトを占めているかは必ずしも明らかではない（国内における批判を避ける観点から、武器輸出の側面を極力強調しない判断であることは容易に想像がつく）。そのため、防衛装備移転三原則においては、「防衛装備の適切な海外移転」との中立的な響きの言葉が使われ、「同盟国である米国およびそれ以外の諸国との安全保障・防衛分野における協力の強化に資する⁵⁵」という極めて一般的な説明がなされるにとどまっている。

失敗に終わった豪州の潜水艦入札や、難航するインドへの飛行艇（US-2）輸出など、武器輸出の側面が明確な案件もあるものの、米国に加えて英仏などとの共同研究・開発を経て、どこまで輸出に本腰を入れるのかが問われる。そして、たとえ注力したとしても、すでに競争の激しい国際兵器市場において、どこまで本当に輸出が可能なのかという壁が立ちほだかる。いずれにしても、防衛産業の経済的利益と、戦略的関与による政治的利益は、完全には分離できないし、おそらくすべきでもないのである。そうであれば、（片方を無理に隠そうとするのではなく）両者のバランスに常に意識的になることが必要であろう。

第2は、「ギブ・アンド・テイク」の観点で、防衛外交をいかに位置付けるかである。交流や支援といった言葉には、相手に対して何かを施すイメージがあり、「ギブ」の観点で捉えられがちである。その場合、領土防衛などに比して低い優先

順位しか与えられず、いわば「余裕があれば」行う感覚になってしまう。他のより重要な任務で多忙であれば、防衛外交は行われなくなるという図式である。日本の現状はこれに近いように見受けられる。他方で英国の場合は、最も大枠で影響力の拡大という国家目標のために防衛外交・関与を行うという点を強調しており、その意味において、「余裕があれば」行うといった副次的性格のものではない。つまり、明確に「テイク」の一環なのである。

自衛隊の現場では、例えば海上自衛隊の場合、北朝鮮に関する弾道ミサイル防衛（BMD）任務と、東シナ海の尖閣諸島防衛の任務が増大しており、艦艇の割り振りも逼迫している現実がある。その結果、他国との共同訓練などに対する消極的姿勢が強まることになる。同様の文脈で、アデン湾・ソマリア沖での海賊対処に従事する艦艇も2隻から1隻に減らされた（海賊の事案数が減少したことも背景にあるが、より構造的な理由は日本周辺での艦艇需要の増大である）。これらの姿勢は、防衛外交・関与が「防衛計画の大綱」などの戦略・政策文書で明確に位置付けられていない以上、当然のことである。根拠の不明確な任務に貴重なアセットやリソースを割けない姿は、組織として批判されるべきものでもない。

2013年12月の「国家安全保障戦略」や近年の防衛大綱では、各国との防衛協力・交流について触れる比率は高まっているものの、他の任務との比較における優先順位は必ずしも明確ではないし、自衛隊のいわゆる「本来任務」として位置付けられているわけでもない。そこで、防衛協力・交流の根拠を提供しているのは、2007年4月に出され、2014年7月に一部改正された「防衛交流の基本方針について」と題された事務次官通達である⁵⁶。行政組織としての防衛省において、事務次官通達は重要だが、国家の戦略文書とは言いがたいし、2007年当時の状況を反映して防衛「交流」のみが言及されている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛外交や防衛関与をいかに捉えるのか、国家の全体としての目標とリンクさせ、高い意義付けをするのか否かがまさに問われているのであろう。そのための論理の立て方や、各種文書における位置付けなど、英国は一つの有効な事例を示している。

第3は、防衛省と外務省、さらには他省庁との連携である。英国の場合、全政府的アプローチ（whole of government approach）の下で、各省の連携が重視されており、防衛外交・関与に関しても、例えば2013年2月のIDESは国防省と外務省

の共同の文書として発出されている。防衛外交は、「防衛」であると同時にまさに「外交」であるところが肝要であり、国防省と外務省との協力が必須である。英国の場合、フランス外務省における国際安全保障協力局のような、外務・国防両省が組織・人事上も融合した実施主体は特に設けられていないが、その分、IDESを含め、政府の最高レベルでの全政府的アプローチへの取り組みは特筆される⁵⁷。

おわりに

本稿で検討してきたとおり、英国における防衛外交・関与においては、国家としての戦略を前提に、国防アセット（すなわち軍）がそれいかに貢献できるかという観点が貫かれている。その結果、英国の国際的影響力の増大や、武器輸出などを含む経済的利益への貢献が、特に隠すようなことはなく、前面で主張される。そうしたある意味正直なロジックを有するがゆえに、防衛外交・関与が、英国の国益にとって重要であるとの理解が得られやすい構造になっているのだろう。

さらに、英国の防衛外交・関与を支えるのは、「英軍ブランド」とでもいえる伝統や評判、そして、世界に存在する旧植民地や自治領といった英連邦諸国のネットワークである。その意味で、英国の防衛外交・関与モデルは特殊なものであり、そうした前提を共有していない日本のような国が模倣できるようなものではない。

他方で、英国自身も、艦艇の数に代表されるようにアセット、リソース面の限界を深刻に抱えているほか、EUからの離脱は英国の国際的影響力の低下につながる可能性が高い。そのため、英国の防衛外交・関与が今後も拡大を続けるとは限らないし、より困難な時代に突入するのかもしれない。

それでも、この分野における英国の経験、そしてその蓄積が一朝一夕に失われることは考えにくい。国家戦略や経済面を含めた国益との関係で防衛外交・関与をいかに位置付けることが可能かつ望ましいのか、武器輸出をいかに扱うか、外務省と防衛省との協力関係をいかに構築するかなど、日本の課題を考える際に、英国の事例を理解することは、たとえ異なる選択をする場合でも役立つであろう。

注

¹ HM Government, *Strategic Defence Review*, Presented to Parliament by the Secretary of State for Defence by Command of Her Majesty, London, July 1998 (以下、SDR1998) , para. 44.

² SDR1998, para. 45.

³ SDR1998, para. 49.

⁴ Supporting Essay 4: “Defence Diplomacy,” SDR1998, para. 1.

⁵ Supporting Essay 4: “Defence Diplomacy,” SDR1998, para. 3.

⁶ Andrew Cottey and Anthony Forster, *Reshaping Defence Diplomacy: New Roles for Military Cooperation and Assistance*, Adelphi Paper, No. 365 (Oxford: Oxford University Press for IISS, 2004), chs. 2-3.

⁷ 海軍外交の概念・定義についての興味深い検証として、J. J. Widen, “Naval Diplomacy: A Theoretical Approach,” *Diplomacy & Statecraft*, Vol. 22, No. 4 (2011)を参照。

⁸ HM Government, *A Strong Britain in an Age of Uncertainty: The National Security Strategy*, Presented to Parliament by the Prime Minister by Command of Her Majesty, Cm7953, London, October 2010 (以下、NSS2010) ; HM Government, *Securing Britain in an Age of Uncertainty: The Strategic Defence and Security Review*, Presented to Parliament by the Prime Minister by Command of Her Majesty, Cm7948, London, October 2010 (以下、SDSR2010) .

⁹ 例えば、Michael Codner and Michael Clarke, *A Question of Security: The British Defence Review in an Age of Austerity* (London: I.B. Tauris, 2011); Paul Cornish, *Strategy in Austerity: The Security and Defence of the United Kingdom*, Chatham House Report (London: Chatham House, October 2010)などを参照。

¹⁰ Jonathan Shaw, *Britain in a Perilous World: The Strategic Defence and Security Review We Need* (London: Haus Publishing, 2014), pp. 2-7.

¹¹ さらにいえば、SDSR2010と同時に発表されたNSS2010には、防衛関与という言葉が一切出てこないが、防衛外交は（特に説明はなく）1回登場している（NSS2010, para. 0.6）。意図せず無意識に使われた可能性が高い。

¹² SDSR2010, Glossary, p. 74.

¹³ 当時の英国軍の疲弊した状況については、現場の指揮官の声を集めたJonathan Bailey, Richard Iron and Hew Strachan (eds.), *British Generals in Blair’s Wars* (Abingdon: Routledge, 2013)が生々しい。

¹⁴ Ministry of Defence and Foreign and Commonwealth Office, *International Defence Engagement Strategy*, London, February 2013 (以下、IDES2013) .

¹⁵ IDES2013, para. 1.

¹⁶ SDSR2010, para. 2.14.

¹⁷ NSS2010, Foreword, p. 5.

¹⁸ Scott Cline, “International Defence Engagement: British and US Experiences,” *RUSI Newsbrief*, Vol. 33, No. 4 (June 2013).

¹⁹ IDES2013, para. 2.

²⁰ HM Government, *National Security Strategy and Strategic Defence and Security Review 2015: A Secure and Prosperous United Kingdom*, Presented to Parliament by the Prime Minister by Command of Her Majesty, Cm9161, London, November 2015 (以下、NSS-SDSR2015) .

²¹ NSS-SDSR2015, para. 5.13.

- 22 NSS-SDSR2015, para. 5.14. ただし、前述のように、1998年SDRですでに防衛外交は英国軍の任務の一つに正式に加えられており、今回は軍隊のみならず国防省全体としての任務と位置付けられたこと、および予算措置が別途講じられたことが新しいとの評価が可能だと思われるが、これについては相対的に捉える必要があろう。実際、NSS-SDSRの該当箇所では、これにより「軍隊は防衛関与を他の中核任務と並んで優先順位付けするようになる」との説明が加えられている (*Ibid.*)。
- 23 Ministry of Defence, *UK Defence Doctrine*, Joint Doctrine Publication 0-01 (JDP 0-01) (5th Edition), November 2014 (以下、UKDD), para. 4 (Abstract).
- 24 UKDD, para. 3.29.
- 25 Ministry of Defence and Foreign and Commonwealth Office, *International Defence Engagement Strategy*, London, February 2017 (以下、IDES2017), p. 10.
- 26 IDES2017, p. 16.
- 27 日本語での優れた研究として、田所昌幸編『ロイヤル・ネイヴィーとパクス・ブリタニカ』(有斐閣、2006年)を参照。
- 28 UKDD, para. 3.23.
- 29 IDES2013, para. 7.
- 30 UKDD, para. 3.6.
- 31 NSS-SDSR, para. 5.72.
- 32 航空幕僚監部「日英共同訓練の詳細について」(2016年10月14日)。
- 33 海上幕僚監部「日英共同訓練の終了について」(2018年4月29日)。なお、日英間では従来から数次にわたり親善訓練が行われていたが、今回が初めての「共同訓練」となった。自衛隊における親善訓練と共同訓練の境界線は必ずしも明確ではないが、一般に後者はより訓練内容のレベルが高いものと認識されている。また、共同訓練を含む通常の訓練が各種技能を含め、自衛隊の任務遂行能力の向上を目的にするのに対し、親善訓練は親善自体が目的だという整理も可能である。
- 34 揚陸艦の参加に関しては、瀬取り監視に加えて、朝鮮半島有事を想定した自国民退避のための準備という狙いがあったとの指摘もある。高坂哲郎『『ハリス駐韓米国大使』にいら立つ北朝鮮』『日本経済新聞』(2018年5月23日)、高坂哲郎「英軍、最大艦派遣で見せた有事の行動力」『日本経済新聞』(2018年9月5日)を参照。
- 35 「第3回日英外務・防衛閣僚会合共同声明(「2+2」)」(2017年12月14日)、“UK and Japan strengthen defence ties: The Defence Secretary and Foreign Secretary met their Japanese counterparts at Greenwich Naval College,” Gov.uk, 14 December 2017.
- 36 Michito Tsuruoka, “Japan and the UK as Strategic Partners after Brexit,” *Asia Pacific Bulletin*, No. 410, 9 January 2018.
- 37 外務省「日・英物品役務相互提供協定の発効」報道発表、2017年8月18日。
- 38 これは、日本語では「円滑化協定」、さらに関係者間では通常「相互アクセス協定 (reciprocal access agreement: RAA)」と呼ばれており、部隊の相手国訪問の際の手続きの簡素化が柱の一つとなる。その意味では地位協定(の簡易版)の一種ともいえるが、実際にどのような形態をとることになるかが不明であるため、日英の文書などでは「枠組み (framework)」という呼び方にとどめられている。なお、地位協定に準じる協定を締結する場合に、日本にとって障害となる事項の一つは死刑の扱いだといわれている(英国のように相手国が死刑を廃止している場合)。
- 39 Michito Tsuruoka, “The UK, Europe and Japan: Forging a New Security Partnership,” *RUSI Journal*, Vol. 158, No. 6 (December 2013).
- 40 最新の例としては、2018年6月のシンガポールでのシャングリラ対話におけるウィリアムソン (Gavin Williamson) 国防相の演説を参照。“Speech by Gavin Williamson, Secretary of State for Defence, UK,” Shangri-La Dialogue, Singapore, 3 June 2018.

- 41 Carlyle A. Thayer, “The Five Power Defence Arrangements: The Quiet Achiever,” *Security Challenges*, Vol. 3, No. 1 (February 2007); Ralf Emmers, “The Five Power Defence Arrangements and Defense Diplomacy in Southeast Asia,” *Asian Security*, Vol. 8, No. 3 (2012). 日本語では永田伸吾「5カ国防衛取極 (FPDA) とアジア太平洋の安全保障——防衛装備・技術面での日英協力の視点から」『海洋安全保障情報季報』第18号 (2017年4-6月) を参照。
- 42 Richard Reeve, “Global Britain: A Pacific Presence?,” Oxford Research Group, 27 September 2017; “Singapore and UK Strengthen Long-Standing Defence Ties for Next Bound,” News Release, Ministry of Defence, Singapore, 2 June 2018.
- 43 “Speech by Admiral Sir Philip Jones, First Sea Lord at DSEI maritime conference 2017,” 11 September 2017.
- 44 前出のウィリアムソン国防相は、2018年のシャングリラ演説で、2018年に英海軍が計3隻の艦艇をアジア太平洋に展開することに触れたが、「フランスが昨年5隻展開という話を聞いたので、英国は6隻コミットしなければならないだろう」と述べた (“Speech by Gavin Williamson”). 当然冗談だったと思われるものの、艦艇の展開については、数という側面が重要であることを示唆しているともいえる。ジョーンズ第一海軍卿も上述講演において、「プレゼンスこそが重要だ」と述べている (“Speech by Admiral Sir Philip Jones”).
- 45 André Barrinha and Thomas Renard, “Cyber-diplomacy: the making of an international society in the digital age,” *Global Affairs*, published online 28 December 2017.
- 46 Ministry of Defence, *Strategic Communication: The Defence Contribution*, Joint Doctrine Note 1/12 (JDN 1/12), January 2012.
- 47 「共同プレスステートメント」第4回日英サイバー協議、ロンドン (2018年3月16日)、および「安倍総理大臣による英国国家サイバーセキュリティセンター (NCSC) 視察」外務省 (2017年4月28日) などを参照。
- 48 例えばIDES2013, paras. 20-22 を参照。
- 49 “Restoring the Fleet: Naval Procurement and the National Shipbuilding Strategy,” Report by Defence Select-Committee, House of Commons, London, November 2016, Appendix 1.
- 50 この点については、“Annual Chief of the Defence Staff Lecture 2013: Lecture by General Sir Nicholas Houghton GCB CBE ADC Gen, Chief of the Defence Staff, UK Ministry of Defence,” RUSI, London, 18 December 2013 が、現職の英軍トップからの告発として当時注目を集めた。
- 51 IDES2017, p. 1.
- 52 「グローバル・ブリテン」を強く推進する立場のシンクタンク報告書として、例えば、James Rogers, *Towards “Global Britain”: Challenging the New Narratives of National Decline*, Global Britain Programme, Report No. 2017/2 (London: Henry Jackson Society, 2017) を参照。
- 53 この点については、鶴岡路人「日英、日仏の安全保障・防衛協力——日本のパートナーとしての英仏比較」『防衛研究所紀要』第19巻、第1号 (2016年12月) を参照。
- 54 アフリカでの日英協力の可能性については、神宮司覚「アフリカの平和・安定に向けた日英協力」ジョナサン・アイル、鶴岡路人、エドワード・シュワーク編『グローバル安全保障のためのパートナー——日英防衛・安全保障関係の新たな方向』国際共同研究シリーズ12 (防衛省防衛研究所、2015年) を参照。
- 55 「防衛装備移転三原則」国家安全保障会議決定、閣議決定 (2014年4月1日)。
- 56 「防衛交流の基本方針について (通達)」事務次官通達、防衛省、2007年4月13日 (2014年7月25日一部改正)。また、同文書によるアプローチの限界などに関しては、鶴岡路人「防衛外交の時代」『NIDSコメンタリー』第35号 (2013年10月15日)、佐竹知彦「より戦略的な多国間安全保障協力・対話の活用に向けて」『NIDSコメンタリー』第42号 (2015年1月20日) を参照。
- 57 フランスの事例については、合六強「フランスの防衛・安全保障協力——世界大の軍事ネットワークを土台とした危機管理」笹川平和財団民間防衛外交研究事業国別事例調査報告書シリーズ2 (笹川平和財団、2018年9月) を参照。

[執筆者略歴]

鶴岡 路人

つるおか みちと

慶應義塾大学総合政策学部准教授

1998年慶應義塾大学法学部卒業後、同大学大学院法学研究科修士課程、米ジョージタウン大学大学院留学を経て、英ロンドン大学キングス・カレッジで博士号（PhD）取得。在ベルギー日本大使館専門調査員（NATO担当）、米ジャーマン・マーシャル基金（GME）研究員、防衛省防衛研究所主任研究官などを経て、2017年より現職。その間、防衛省防衛政策局国際政策課部員（ARE、ADMMプラス担当）、英王立防衛安全保障研究所（RUSI）訪問研究員を務める。欧州の政治・安全保障に関する著作多数。

公益財団法人笹川平和財団 安全保障事業グループ 民間防衛外交研究事業 国別事例調査報告書シリーズ

発行 2018年9月

発行者 公益財団法人笹川平和財団

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル

電話：03-5157-5430 | URL：<https://www.spf.org>

掲載論文の見解は執筆者個人のものであり、所属機関および笹川平和財団の見解を代表するものではありません。
無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は本報告書が出典であることを明記してください。

笹川平和財団

〒105-8524 東京都港区虎ノ門 1-15-16 笹川平和財団ビル

<https://www.spf.org>